

安全衛生 あれこれ

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

36

安全衛生リテラシーの向上を！(その1)

毎年12月になると、壁に貼ってある映画評論家の淀川長治さんのエッセイ『私の履歴書』（日経新聞・平成9年大晦日）を読み直します。この日のタイトルは「一番大切なことは愛」でした。彼は映画で3つのことを学んだと言います。「苦勞こい」「他人歓迎」「かつて嫌いな人に会ったことがない」です。そして「読者の皆さんは、この1年何をなさったか。みんなと仲良くした、それが一番立派なことだよ」とつぶつぶしています。何か心が軽くなりませんか？

さて、先々の10月号では「ヘルスリテラシー」を紹介すると共に、私がいづいた新語として「安全衛生リテラシー」を提案しました。これを定義すると「青年、壮年期から安全衛生と健康や医療に関する情報に関心を持ち、これらに関する情報入手、理解、評価、活用できる能力」といえます。人生100年時代、元気に過ごすために「安全衛生リテラシーの向上に努め、培った能力を実践する」ことは大切なことです。そこで、リテラシーの向上に役立つかもしれない

(別掲)

種類	項目	説明のポイント
安全衛生	基本認識	人はミスをし、機械は故障する。多少のことで大怪我をしない、させないことが安全衛生の基本。
	「1万人のひとり」の実話	「ゼロ災害全員参加運動」(昭和48年に名古屋で推進を決議)から始まったKYTの研修会等で語られる有名な話。「一人ひとりかけがえのない人」と思う。Web検索で読むことが可能。
	安全第一	1906年(116年前)、USスチール社のゲーリー社長が「Safety First」を経営方針とする。すると安全ばかりか品質、生産も向上。
	古典バイブル「女工哀史」(大正14年)	その一節「工場監督官に一言を呈す」で「危険が分かっているのは職工だけ」と記された。現場の声は貴重。今では安衛規則(23の2条等)で「労働者の意見を聴く」とされている。
	墓石安全	死亡災害後の安全対策のこと。辛く厳しい。安衛法令で規制された多くは「墓石安全」の経緯がある。だから「条文には無数の墓石の重さ」がある。対するは「先取り安全」。安衛法28の2条は、両者を踏まえた「理念的な重要条文」である。
	安衛法28の2条	危険を調べ、その内容によって法令義務(罰則付きと罰則なし)やその他の危険を自社で判断し、リスク低減を図る。リスクアセスメントの根拠条文である。併せて、安全健康配慮義務の履行、刑法(業過)の対策ともなる。
	労働契約法5条	平成20年に施行。これまでの判例が「安全健康配慮義務」として条文化された。義務のポイントは「予知、回避、手順を踏む」の3点。
高齢者への配慮	東海3県における令和3年の労災死亡者数69人のうち、約半数の33人が60歳以上。「エイジフレンドリーガイドライン」(令和2年)に沿った高齢者に配慮した職場づくり、教育が求められている。	

い情報を思い付くまま、一覧表(別掲)にまとめてみました。なお、一覧表は項目が多くなつたので、翌月に後半を掲載します。

【協会からのお知らせ】
愛知県下各労働基準協会では、令和5年1月27日名古屋市公会堂において別掲にあるエイジフレンドリーな職場の醸成をテーマに「労働問題総合対策セミナー」を無料開

催します。
詳しくは当協会HP、もしくは総合受付までお問い合わせください。



「労働問題総合対策セミナー」案内